

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	排水設備等の計画の確認	
処 分 の 概 要	排水設備の新設等に際し、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであるか確認するもの。	
根 拠 法 令 名	松山市下水道条例(平成18年条例第21号)	
条 項	第5条第1項	
所 管 課	給排水設備課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間程度	
標準処理期間	計	1週間程度
判断基準	下水道法第10条第3項、下水道法施行令第8条の要件を満たしているか。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市下水道条例 第5条 排水設備の新設等(管理者が定める軽微なものを除く。以下同じ。)をしようとする者は、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、あらかじめ管理者に申請書を提出してその確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申請書を提出した者は、当該申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ管理者に届出書を提出し、同項の規定による確認を受けなければならない。ただし、管理者が定める排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、この限りでない。</p> <p>下水道法 第10条第3項 第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。</p> <p>下水道法施行令 第8条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。</p> <p>二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。</p> <p>三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。</p> <p>四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。</p> <p>五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。</p> <p>六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。</p> <p>七 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。</p> <p>八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。</p> <p>イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所</p> <p>ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 管渠の長さがある内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所</p> <p>九 ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた)を設けること。</p> <p>十 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。</p> <p>十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



申請書を受理後、約1週間で確認許可通知

確認許可通知

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。